

鹿児島市奨学金代理返還支援制度 導入促進補助金申請要領

令和7年4月1日

産業局産業振興部雇用推進課

1 奨学金代理返還支援制度導入促進補助金とは

鹿児島市では、物価の高騰の影響を受けている市内中小企業者等の人材の確保並びに定着に向けた取組を支援し、従業員等の経済的負担の軽減を図るため、「鹿児島市奨学金代理返還支援制度導入促進事業」を実施します。

本事業では、従業員等に代わって事業主が奨学金の貸与団体に奨学金を返還する「奨学金代理返還支援制度」を新たに導入した事業者に20万円の補助金を支給します。

※本事業において奨学金の貸付団体とは、独立行政法人日本学生支援機構をさします。

2 奨学金制度について

奨学金制度とは、経済的理由により進学を諦めることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援していく制度で、日本学生支援機構のほか、鹿児島県育英財団などが実施しています。

原則返還が不要な給付型と卒業後返還する貸与型があり、令和5年度、日本学生支援機構の奨学金を利用（支給または貸与）した学生は全学生約363万人のうち、約117万人（概ね3人に1人）となっています。

【参考】

貸与団体	日本学生支援機構	
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程	
種類	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
平均貸与総額（※1）	202万円／人	333万円／人
平均返還年数	14年	17年
返還者数（※2）	全国492万人	

※1 令和4年度末に貸与が終了した奨学生1人あたりの平均貸与総額

※2 令和5年度末時点の返還者数

【出典】「奨学金事業に関するデータ集」（独）日本学生支援機構（R7.1）

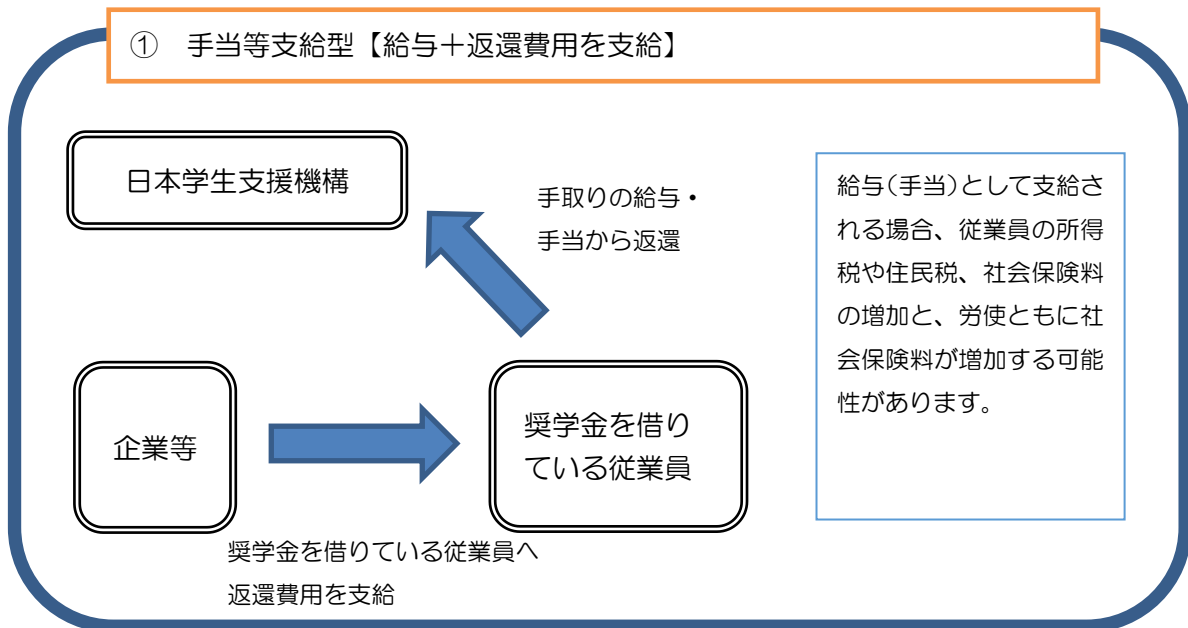
3 奨学金返還支援制度とは

奨学金返還支援制度とは、奨学金を返還する従業員等に対して、企業等が返還額の全部又は一部を補助するために、金銭的に支援するものです。支援の方法は①奨学金を返還している従業員等に対し、手当等として給料に上乗せして支給する「手当等支給型」と②上乗せ分を企業等が従業員等に代わり奨学金の貸与団体に直接返還する「代理返還型」の2つのパターンがあります。

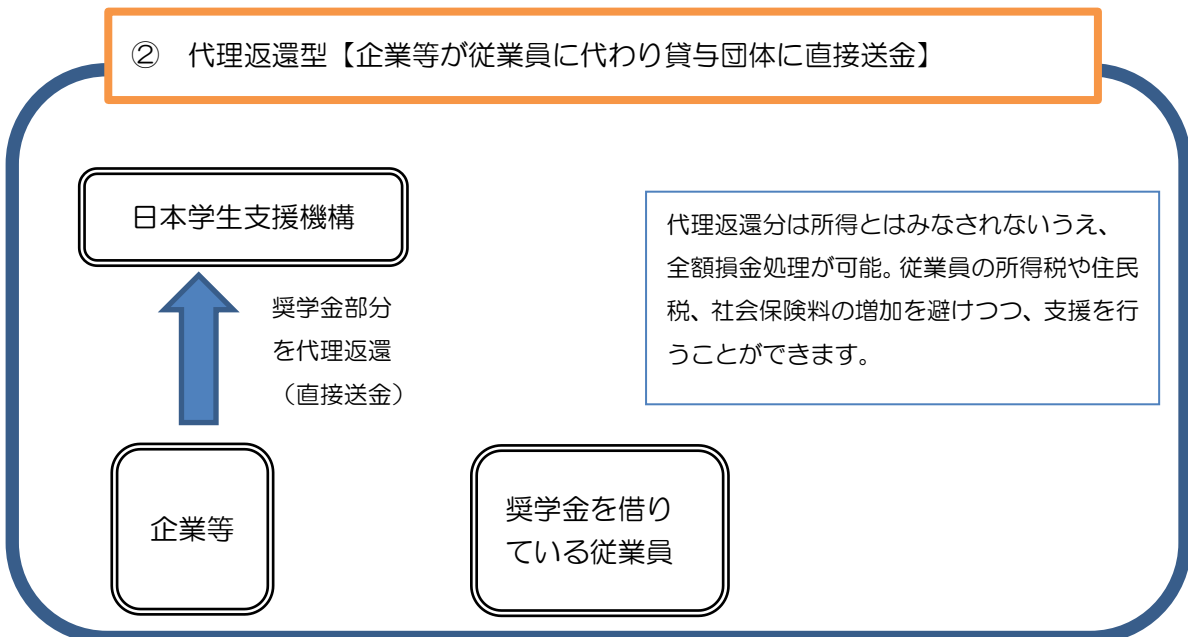
なお本事業の対象となるのは②の「代理返還型」を新たに導入した企業等です。

【奨学金返還支援方法のイメージ】

① 手当等支給型【給与＋返還費用を支給】



② 代理返還型【企業等が従業員に代わり貸与団体に直接送金】



「代理返還型」を導入する場合は、企業等と日本学生支援機構との間で手続きが必要になります。詳しくは日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

【日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係】

電話 03-6743-6029

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



4 支給要件

次の（１）から（９）の全てを満たす事業者が、本事業の対象者です。

- （１）市内に本店又は事業所を有する中小企業事業主であること。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。

＜中小企業事業主の範囲＞

個人事業主、法人、社団、財団で、「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業事業主に該当します。

業 種（※）	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	５千万円以下	５０人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
その他の業種	３億円以下	３００人以下

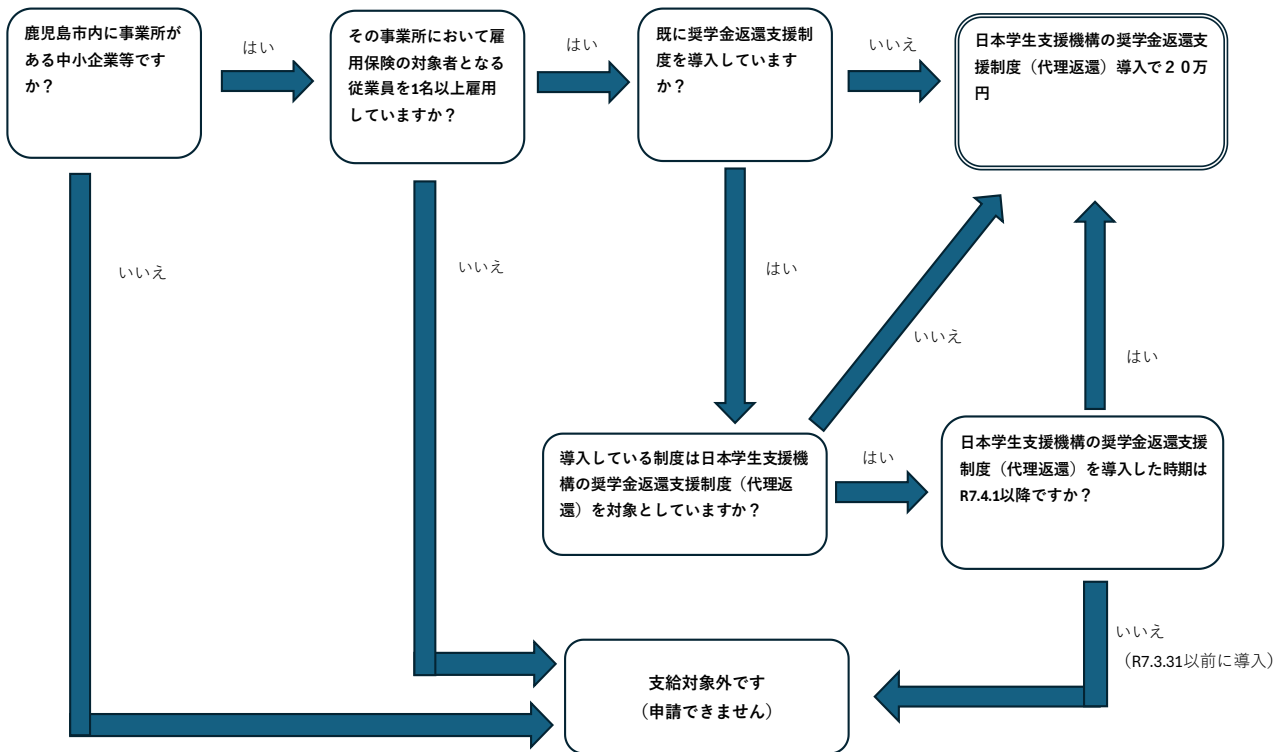
※業種の具体的な内容はP9 別表のとおり

- （２）令和７年４月１日以降に日本学生支援機構から貸与された奨学金を対象とする奨学金代理返還支援制度を就業規則等で定め、従業員等に周知させていること
- （３）申請日において、日本学生支援機構に奨学金代理返還支援制度の申込を行っていること
- （４）申請日において、市内に本店又は事業所があり、かつ、市内事業所において雇用保険被保険者である従業員等が１名以上いること
- （５）申請日から起算して５年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思がある。又は奨学金代理返還支援制度の対象となる従業員等が１名以上いること
- （６）補助金の支給決定を受けた日から５年以上奨学金代理返還支援制度を継続して実施すること
- （７）市ホームページ等で事業者名等及び奨学金代理返還支援制度の内容を公表することに同意すること
- （８）自社の求人票又はホームページにおいて、奨学金代理返還支援制度を導入していることを明示すること
- （９）暴力団等に関与していないこと

5 補助金額

２０万円

【支給要件フローチャート】



6 申請手順

申請者）奨学金代理返還支援制度を導入

- ・就業規則、賃金規程等の規程整備
- ・従業員等への制度周知
- ・日本学生支援機構に奨学金代理返還支援制度の申込

申請者）以下のいずれかの方法で、奨学金代理返還支援制度を導入していることを社外に明示

- ・自社ホームページ等に明示
- ・求人票に明示

申請者）補助金の申請

※申請書は鹿児島市ホームページからダウンロードしてください。

市）申請内容の審査

市）補助金の支給・不支給の決定

7 申請に必要な書類

- ① 奨学金代理返還支援制度導入促進補助金申請書（様式第1） ※1
- ② 誓約・同意書（様式第2）
- ③ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3）
- ④ 中小企業等であることが確認できる書類
【法人の場合】
 - ・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）
【個人事業主等の場合】
 - ・個人事業の開業届出書
- ⑤ 雇用の実態（被雇用者を雇用保険に加入させていること）が確認できる書類
 - ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（雇用保険の納付が確認できる申告書）【事業主控】（直近のもの） ※2
- ⑥ 個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類（法人の場合は不要）
 - ・運転免許証等 ※3
- ⑦ 奨学金代理返還支援制度を導入したことが確認できる書類
 - (1) 奨学金代理返還支援制度を定めた就業規則、賃金規定等 ※4
 - (2) 日本学生支援機構に代理返還支援制度を申し込んだことが分かる書類 ※5
- ⑧ 奨学金代理返還支援制度に従業員等に周知したことが確認できる書類
 - ・従業員等への周知文書、社内掲示板への掲示文書等 ※6
- ⑨ 奨学金代理返還支援制度を導入していることを社外に明示したことが確認できる書類
 - ・自社ホームページの掲載箇所を印刷したもの、奨学金代理返還支援制度導入を明示した求人票等 ※7
- ⑩ 振込先口座を記載した請求書
- ⑪ 振込先口座が確認できる通帳の写し等 ※8

※1 申請書の記載内容

- ・申請者の住所は、法人の場合は、本店所在地（登記簿謄本に記載の住所）、個人の場合は、代表者がお住まいの住所（本人確認書類に記載の住所を記入してください）。
- ・申請担当者は、書類を作成した社会保険労務士等でも結構です。

※2 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

- ・本社が市外の場合は、今回申請分の市内の主たる事業所分の書類を提出してください。
- ・組合等を通じて一括申請している場合は、組合等に申告書内訳の写しを依頼し提出してください。（申請事業者部分が確認できるもの）
- ・提出期限後に従業員を雇用した等の理由で書類が準備できない場合は、被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを提出してください。

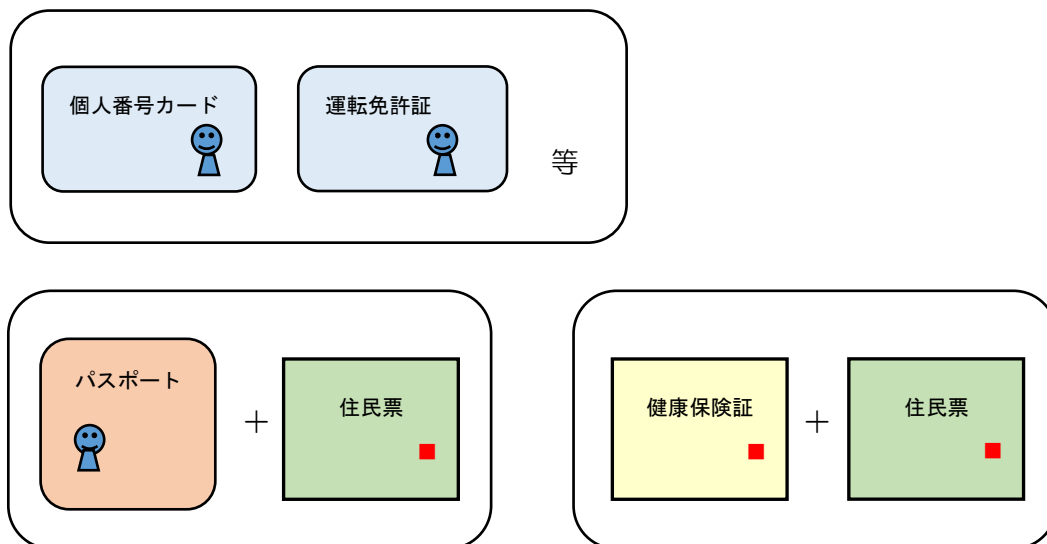
※3 本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限りです。

(例)・個人番号カード(オモテ面のみ)

- ・運転免許証(申請書記載住所が裏面に記載の場合は両面)
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る)(両面)
- ・障害者手帳
- ・敬老パス

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます

- ・住民票及び各種健康保険証(両面)の両方
- ・住民票及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方



※4 奨学金代理返還支援制度を定めた就業規則、賃金規定等(社名、支援制度の内容、制度適用日(規則等の施行日))が記載されているものの写しを提出してください。奨学金返還支援制度の規定見本を参考例としてホームページに掲載しています。これらの資料を参考に、各社の実情に応じて規定を作成してください。

※5 代理返還の申込後、日本学生支援機構からユーザーID・パスワードが記載された書類が送付されますので、その書類の写しを提出してください。ユーザーID・パスワードは黒塗り等の処理をしてください。

※6 周知文書等には、事業者名、周知日、奨学金返還支援制度の概要、担当者名等を記載してください。

※7 自社ホームページがある場合は、該当ページを印刷して提出するとともに、申請書(様式第1)に掲載ページのURLを記入してください。

【自社ホームページの場合】

(記載箇所)

- ・奨学金代理返還支援制度の導入を新着情報のページに掲載
- ・従業員の福利厚生を紹介するページに掲載
- ・自社ホームページの従業員募集要項に奨学金代理返還支援制度を掲載 等

(記載文例)

- ・(新着情報の例) 当社では、従業員の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、令和〇年〇月〇から奨学金代理返還支援制度を導入しました。奨学金を返還中の正社員に対し、月〇円を〇年間支援します。
- ・(従業員募集要項の例) 奨学金代理返還支援制度あり(月〇円を〇年間支援)

【求人票の場合】

奨学金代理返還支援制度の対象である求人票を提出してください。(例えば「正社員のみを対象」とした制度を導入した場合は「正社員」の求人票の提出が必要です。)

(ハローワーク求人票の場合)

- ・「賃金・手当等(その他手当付記事項)」または「求人に関する特記事項」に「奨学金返還支援制度あり」等と記載してください。

(民間求人サイトへの求人情報掲載の場合)

- ・求人サイトに掲載された求人情報の該当ページ(サイト名、社名、募集要件等、奨学金返還支援制度が分かるもの)を印刷して提出するとともに、申請書(様式第1)に掲載ページのURLを記入してください。

※8 通帳の写しについて

振込先口座の銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるページの写しを添付してください。

- ・法人の場合
法人名義の口座の通帳の写し
通帳を開いた1・2ページ目 等
- ・個人の場合
個人(申請者本人)名義の口座の通帳の写し(屋号名義のみは不可)
通帳を開いた1・2ページ目 等
- ・電子通帳の両面コピー
紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の両面等を印刷したもの 等

8 申請方法

申請日が属する年度の2月20日(その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日)までに郵送または直接持参

9 申請書提出先・問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市雇用推進課

☎ 099-216-1325

10 その他

- 1 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、申請者に対し、検査、報告や資料の提出を求めることがあります。
- 2 上記の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、補助金の不交付を決定し、または交付決定を取り消します。既に補助金の交付を受けている申請者は、返還することとなります。

(別表) 小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の分類

業種	該当分類項目
小売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち 中分類５６（各種商品小売業） 中分類５７（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類５８（飲食料品小売業） 中分類５９（機械器具小売業） 中分類６０（その他の小売業） 中分類６１（無店舗小売業） 大分類Ⅲ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類７６（飲食店） 中分類７７（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類Ⅵ（情報通信業）のうち 中分類３８（放送業） 中分類３９（情報サービス業） 小分類４１１（映像情報制作・配給業） 小分類４１２（音声情報制作業） 小分類４１５（広告制作業） 小分類４１６（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類Ⅶ（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類６９３（駐車場業） 中分類７０（物品賃貸業） 大分類Ⅷ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ⅲ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類７５（宿泊業） 大分類Ⅸ（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類７９１（旅行業）は除く 大分類Ⅹ（教育、学習支援業）（中分類８１，８２） 大分類Ⅺ（医療、福祉）（中分類８３～８５） 大分類Ⅻ（複合サービス事業）（中分類８６，８７） 大分類Ⅼ（サービス業<他に分類されないもの>）（中分類８８～９６）
卸売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち 中分類５０（各種商品卸売業） 中分類５１（繊維・衣服等卸売業） 中分類５２（飲食料品卸売業） 中分類５３（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類５４（機械器具卸売業） 中分類５５（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて